

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

新しい保険証の色はピンク色です

新しい減額認定証は水色です

◆ 保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、8月1日からはピンク色の保険証を使用し、お持ちの黄色い保険証は役場へ返却してください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課戸籍年金医療グループまでお申し出ください。

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 有効期限 平成26年 7月31日 | |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広城市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 保険取得年月日 | 平成20年 4月 1日 |
| 有効期日 | 平成20年 4月 1日 |
| 交付年月日 | 平成25年 7月 1日 |
| 介護保険の割合 | 1割 |
| 被保険者番号及び保険者の名称及び印 | 39011010 公印(未) 北海道後期高齢者医療広域連合 |

◆ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、水色の減額認定証を使用し、オレンジ色の減額認定証は役場へ返却してください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課戸籍年金医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|--|
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ・ 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
| | ・ 老齢福祉年金を受給されている方 |

| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 交付年月日 平成25年 8月 1日 | |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広城市連合町1丁目 |
| 氏名 | 後期 一郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 有効期日 | 平成25年 8月 1日 |
| 有効期限 | 平成26年 7月 31日 |
| 適用区分 | 区分Ⅱ |
| 長期入院該当年月日 | 平成25年 8月 1日 保険者印 印 |
| 被保険者番号及び保険者の名称及び印 | 39011010 公印(未) 北海道後期高齢者医療広域連合 |

◆ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）に行います。

●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民課戸籍年金医療グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先

* 北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
【電話011-290-5601】

* 剣淵町役場住民課戸籍年金医療グループ
【電話0165-34-2121】